

## 【重要】 建設工事業者の皆様へ

平成 29・30 年度 建設工事入札参加資格定期受付に際して  
～社会保険等の加入が必要になります！～

現在、公共工事を取り巻く環境は、建設業者、若手技術者等の減少により大変厳しい状況にあります。そのため、本市では、建設工事の品質を確保し、建設業の担い手確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等（雇用保険、健康保険、年金保険）の未加入対策を行うことといたします。

### 【平成 29・30 年度の入札参加資格受付で社会保険等加入を要件化】

平成 29・30 年度の「建設工事」の入札参加資格審査申請受付

受付期間：平成 29 年 1 月 12 日（木）から 2 月 3 日（金）まで

県との共同受付により行います。

※申請受付に際しては、必ず社会保険等の加入を登録要件といたします。未加入者は名簿登録されないため、入札に参加できません。

社会保険等に加入している建設業者を契約の相手方とすることは、不良不適格業者を排除し、下請け業者を保護することにもつながります。

また、人材の確保には、社会保険を含めた労働環境の改善が必要であるため、社会保険加入の要件化を実施するものです。

日立市 財政部 契約検査課、  
日立市 企業局 上下水道部総務課  
日立・高萩広域下水道組合総務課

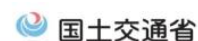
【建設業における社会保険、労働保険の加入義務】

社会保険(医療保険、年金保険)や労働保険(雇用保険、労災保険)は労働者が安心して働くために必要な制度です。このため、社会保険、労働保険は強制加入の方式がとられています。

健康保険と厚生年金保険については、法人の場合にはすべての事業所について、個人経営の場合でも常時5人以上の従業員を使用する限り、必ず加入手続が必要となります。

また、雇用保険については建設事業主の場合、個人経営か法人かにかかわらず、労働者を1人でも雇用する限り、必ず加入手続をとらなければなりません。

建設業における労働保険、社会保険の加入義務等



事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	労働保険		社会保険	
			雇用保険	労災保険	医療保険	年金保険
法人	1人~	常用労働者	雇用保険	元請一括加入	協会けんぽ、健康保険組合等※1	厚生年金
	-	日雇労働者	日雇雇用保険	元請一括加入	国民健康保険 又は 協会けんぽ(日雇特別被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金
	-	役員等	-	特別加入	協会けんぽ、健康保険組合等※1	厚生年金
個人事業主	5人~	常用労働者	雇用保険	元請一括加入	協会けんぽ、健康保険組合等※1	厚生年金
	1人~4人	常用労働者	雇用保険	元請一括加入	国民健康保険(組合)	国民年金
	-	日雇労働者	日雇雇用保険	元請一括加入	国民健康保険 又は 協会けんぽ(日雇特別被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金
	-	事業主、一人親方	-	特別加入	国民健康保険(組合)	国民年金

※1 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険(組合)に加入する場合がある。(一部の国民健康保険組合については、事業主負担があるが、義務づけなし。)

□:事業主負担がある部分(元請一括加入を含む)    ■:事業主負担がない部分